

明るい町づくりへの声



日ごろ皆さんが、町に対して考えていることや望んでいること、不便に感じていることなどを投稿していただく「明るい町づくりへの声」。

今回、次のようなお手紙が寄せられましたので紹介します。

不用になった家電製品を集めて、民間会社へ売却を！

問

11月7日㊦、テレビ東京の夕方ニュースで放送していたのですが、浜屋という会社が大型倉庫に、ミシン・ゴルフクラブ・スノーボード・パソコン・テレビなど家電製品を

故障していても軽トラックにのせて、持って行くと買いたってくれるそうです。

価格は、7000円、8000円、1,0000円と品物によって、引き取り価格はいろいろですが、まとめれば何万円にもなります。

浜屋では世界47ヶ国に必要としている国の皆様が買いに来るそうです。

町で不用になった家電製品などを集めて、浜屋に買ってもらえる品物のリストを聞いて広報誌で町民に宣伝して、売った収入で西の城やふれあいプラザ、学校に必要な事に使用する。

(四季の丘君塚智恵子さん)

答

町ではごみの減量とリサイクルを推進するため資源ごみ回収所を設置し、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、衣類を回収しています。また、各小学校PTAや子供会による集団回収もしています。

資源ごみ回収所では年間40～50t、集団回収では年間130～140t回収し

サイクルされています。さらにリサイクルを推進するため、資源ごみの回収について皆様のご協力をお願いいたします。

不用になった家電製品については、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機は家電リサイクル法に基づきリサイクルし、その他の家電製品等については不燃ごみとして処分いたします。その中でも修理・再生可能なものについては、リサイクルショップ等を利用して

いる者もいると思います。

町が不用になった家電製品等を収集する場合、保管場所の設置・収集・販売できなかった品物のリサイクル料金等の経費及び電気用品安全法に基づき「PSEマーク」のない製品の取扱等の問題が想定されることから家電製品等の収集は難しいものと考えています。

不用になった家電製品等については、リサイクルショップ等を利用するか、家電量販店等を経由してリサイクルをお願いいたします。

○家電製品等の不用品の取扱について

- ・不用となった家電製品4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)については、平成13年4月から家電リサイクル法に基づき、リサイクル料を負担していただき、小売店が引き取り、リサイクルされることとなります。

- ・パソコンについては、平成15年10月から「資源有効利用促進法」に基づき、「PCリサイクルマーク」の付いてないパソコンは、回収・再資源化料金を負担していただき、リサイクルされることとなります。

○使用できる家電製品の取扱について

- ・電気用品安全法に基づき平成18年4月から「PSEマーク」のない製品(中古品を含む)を販売することは違法となりました。
- ・規制される製品は、特定電気用品が112品目、これ以外の電気用品が338品目です。製品によっては、実施期間が延長された製品もあります。
- ・「PSEマーク」は検査を行い、安全基準を満たしていることを表します。

お問い合わせ 町民課生活環境係 ☎ 2111

